## 時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
労働者派遣事業		株式会社パソナ パソナ・* *		(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数	所定労働時間	1日	延長することがで (1日を超える一)	きる時間 定の期間起算日)	期間
			(満18歳以上の者)			1ヶ月 (毎月1日)	1年 (4月1日)	
	期限の限られた緊急業 務のため	下記以外の労働者派 遣法の派遣可能業務	人	8時間の範囲内 で、派遣先事業 所の事情を勘案し	8時間	45時間	360時間	
	同上	研究開発関係 情報処理システム開 発関係	人	個別契約に定め る	8時間	90時間	720時間	平成29年4月1日から 平成30年3月31日
1年単位の変形労								
働時間制により労働する 労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	Ì	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間
期限の限られた緊急業務のため		下記以外の労働者派 遣法の派遣可能業務	人	1週につき1日以 上又は4週につき		3については、4週 30~終業時間 12	週につき2日 2時間以内	
同 上		研究開発関係 情報処理システム開 発関係	人	4日以上の範囲 で、派遣先事業 所の事情を勘案し 個別契約に定め る				平成29年4月1日から 平成30年3月31日

一定期間についての延長時間は1か月45時間とする。

ただし、派遣先事業所において、新規事業開始、事業内容変更、業務遂行手順の追加・変更、注文の集中・変更・臨時的受注、納期の集中・ひっ迫、機械・コンピュータの新 規導入又はトラブル・不調、予算・決算業務、季節商戦に伴う業務繁忙、大規模クレーム対応、新商品・新サービスの売り出し、社員の異動・退職及び組織変更、商品・サービ スの手直し発生等、その他臨時的に通常の業務量を超える事態が発生する場合は、通知のうえ、1年のうち6回を限度として1ヶ月80時間まで延長することができ、年間720時 間まで延長することができる(この場合の割増賃金率は、1ヶ月45時間を超え60時間未満の場合又は1年360時間を超えた場合は25%、1ヶ月60時間を超えた場合は50%とす る。)ただし研究開発関係および情報処理システム開発関係の業務についてはこの限りではない。

協定の成立年月日	平成29年3月	日
加たいルエキロロ	十1223十377	-

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者の 職名 従業員代表 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任による)

(EII)

平成29年3月 日

使用者 職名 株式会社パソナ パソナ・

支店長 (EII)

\* \*

労働基準監督署長殿